

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目次

○ 独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（第一条関係）	1
○ 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（第二条関係）	5
○ 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（第三条関係）	6

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章 〔略〕</p> <p>第四章 財務及び会計（第四十三条・第四十三条の二）</p> <p>第五章・第六章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施し、及びその利用を容易にすることを目的とする。</p> <p>第三章 業務</p> <p>第一節 業務の範囲</p> <p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一～六 〔略〕</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章 〔略〕</p> <p>第四章 利益及び損失の処理の特例等（第四十三条）</p> <p>第五章・第六章 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（センターの目的）</p> <p>第三条 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的とする。</p> <p>第三章 業務</p> <p>第一節 業務の範囲</p> <p>第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 国民に対して国民生活の改善に関する情報を提供すること。</p>

七 特定適格消費者団体（消費者の財産的被害の集団的な回復のため
の民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九
十六号）第二条第十号に規定する特定適格消費者団体をいう。）
が行う同法第五十六条第一項の申立てに係る仮差押命令の担保を
立てること。

八 「略」

第四章 財務及び会計

（利益及び損失の処理の特例等）

第四十三条 「略」

254 「略」

二 国民生活に関する国民からの苦情、問合せ等に対して必要な情
報を提供すること。

三 前二号に掲げる業務に類する業務を行う行政庁、団体等の依頼
に応じて国民生活に関する情報を提供すること。

四 国民生活の実情及び動向に関する総合的な調査研究を行うこと
。

五 国民生活に関する情報を収集すること。

六 重要消費者紛争の解決を図ること。

〔新設〕

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

第四章 利益及び損失の処理の特例等

〔新設〕

第四十三条 センターは、通則法第二十九条第二項第一号に規定する
中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。

）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規
定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があると
きは、その額に相当する金額のうち内閣総理大臣の承認を受けた金
額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三

(長期借入金)

第四十三条の二 センターは、第十条第七号に掲げる業務又はこれに附帯する業務に必要な費用に充てるため、内閣総理大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができ、

2 センターは、毎事業年度、長期借入金の償還計画を立てて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十条に規定する業務の財源に充てることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

3 センターは、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

〔新設〕

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 〔略〕

三 第四十三条の二第一項又は第二項の規定により内閣総理大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

一 第十条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第四十三条第一項の規定により内閣総理大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。

〔新設〕

○消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	<p>（認定の有効期間等）</p> <p>第十七条 第十三条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して六年とする。</p> <p>2～6 [略]</p>
現 行	<p>（認定の有効期間等）</p> <p>第十七条 第十三条第一項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して三年とする。</p> <p>2～6 [略]</p>

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定認定の有効期間等）</p> <p>第六十九条 特定認定の有効期間は、当該特定認定の日から起算して三年とする。ただし、当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第十三条第一項の認定の有効期間の残存期間（以下この項において単に「残存期間」という。）が三年より短いときは残存期間と同一の期間とし、残存期間が三年より長いときは残存期間から三年を控除した期間とする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>（特定適格消費者団体等の責務）</p> <p>第七十五条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第十条第七号に掲げる業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない。</p> <p>附則</p>	<p>（特定認定の有効期間等）</p> <p>第六十九条 特定認定の有効期間は、当該特定認定の日から起算して三年とする。ただし、当該特定認定の日における当該特定認定に係る消費者契約法第十三条第一項の認定の有効期間の残存期間が特定認定の有効期間より短い場合には、同項の認定の有効期間の残存期間と同一とする。</p> <p>2～6 [略]</p> <p>（特定適格消費者団体の責務）</p> <p>第七十五条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>〔新設〕</p> <p>附則</p>

第六条 政府は、第三条第一項各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務であつて、附則第二条に規定する請求に係るものに関し、当該請求に係る消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、重要消費者紛争解決手続（独立行政法人国民生活センター法第十一条第二項に規定する重要消費者紛争解決手続をいう。）等の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 政府は、第三条第一項各号に掲げる請求に係る金銭の支払義務であつて、附則第二条に規定する請求に係るものに関し、当該請求に係る消費者の財産的被害が適切に回復されるよう、重要消費者紛争解決手続（独立行政法人国民生活センター法〔平成十四年法律第百二十三号〕第十一条第二項に規定する重要消費者紛争解決手続をいう。）等の裁判外紛争解決手続（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第一条に規定する裁判外紛争解決手続をいう。）の利用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。